

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年11月23日 15時40分
発生場所	長崎県松浦市星鹿漁港 津崎鼻灯台から真方位166° 1,510m付近 (概位 北緯33° 23.1′ 東経129° 40.6′)
事故の概要	漁船77 淳清は、回航して係船作業中、機関室から火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年12月2日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 77 淳清、17.72トン NS2-13367（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力368kW、回転数毎分2,000、6気筒、ボア132.9mm、使用燃料A重油、機関製造年月日不詳、昭和56年3月16日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	主機の排気管に亀裂 主機の排気管の断熱材、機関室船尾側の天井のハッチ（FRP製）、電気配線に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人（インド国籍）が乗り組み、星鹿漁港へ回航の目的で、主機を回転数毎分約1,000として約20km/hの対地速力で航行していた。</p> <p>船長は、航行途中でスロットルレバーを上げたところ、回転数が上がらずに過給機の上流側排気管から黒煙が大量に排出されたので、118番通報を行った。</p> <p>本船は、船長が、海上保安庁の指示で、転覆を避けるため低速航行を続け、星鹿漁港に入港した。</p> <p>甲板員は、係船作業中、本船の煙突付近から火炎を認め、駆けつけた海上保安官と共に持ち運び式粉末消火器3本で初期消火を行って鎮火させた。</p> <p>本船は、新造から約39年経っており、本事故の約9年前に主機の解放点検が行われたものの、排気管が交換されたことはなかった。</p> <p>消防本部担当官は、本事故後、主機の排気管に生じた亀裂から、高温の排気ガスを噴出しながら航行し、何らかの原因で排気管の断熱材</p>

	<p>及び耐熱布が発火して排気管の周囲に延焼拡大したものと推察した。 本船は、本事故後、解体処分された。</p>
分析	<p>本船は、新造時から約39年間、主機の排気管が交換されずに使用されていたところ、主機の排気管に生じた亀裂から、高温の排気ガスが噴出されているのを知らずに航行を継続したことから、主機の排気管の断熱材付近の可燃物が発火して付近の可燃物に延焼した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、新造時から約39年間、主機の排気管が交換されずに使用されていたところ、主機の排気管に生じた亀裂から、高温の排気ガスが噴出されているのを知らずに航行を継続したため、主機の排気管の断熱材付近の可燃物が発火して付近の可燃物に延焼した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、主機の排気管等の定期的な点検を行い、亀裂及び腐食等の早期発見に努めること。